

復興特別所得税に関する知事コメント

本日、東日本大震災の復興特別所得税の税率引下げ、課税期間の延長が与党「税制改正大綱」に盛り込まれました。

被災地の復興に向けては、国において、令和3年度から7年度までを「第2期復興・創生期間」と位置づけ、継続して財政措置を講じることとしております。

また、昨年3月には、令和8年度以降も引き続き、復旧・復興事業を支援する方針が、閣議決定されております。

今回、盛り込まれた内容に関しては、国民の理解を得られるよう、しっかり御説明いただくとともに、今後とも、一日も早い復興の完遂に向け、必要な事業に対する財政措置や支援措置を確実に実施いただくよう求めます。